

青森県選挙管理委員会が保有する報告書等の閲覧及び写しの交付希望があった場合の対応

	閲覧等を希望する文書	保存年限(※)	閲覧請求に必要な書類 (閲覧は無料)	写しの交付請求に必要な書類	写しの交付料金	写しの作成等に要する 費用の徴収方法
公職選挙法関係	1 選挙運動費用収支報告書	収受の日から3年	報告書等口頭閲覧請求受付簿 (来庁者のみ受付。受付後直ちに閲覧可) <根拠:公職選挙法第192条第4項、県規程第136条> ※ 様式は県選管窓口にあり。	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例> ※ 同条例第11条第1項ただし書により、直ちに全部開示をする旨の決定をし、かつ、開示することが可能。(文書による決定通知の例外)	・白黒コピー 用紙1枚につき10円	現金又は納入通知書 ※ 写しの送付に要する費用も現金又は納入通知書により徴収
	2 選挙運動費用収支報告書に添付されて提出された領収書等の写し	収受の日から3年	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例> <様式:青森県選挙管理委員会が保有する	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例>	・白黒コピー 用紙1枚につき10円	現金又は納入通知書 ※ 写しの送付に要する費用も現金又は納入通知書により徴収
政治資金規正法関係	3 収支報告書 ・政治資金監査報告書、確認書(国会議員関係政治団体のみ)	県選管のインターネット公表日 (R7.12.31までは要旨公表日)から3年	報告書等口頭閲覧請求受付簿 (来庁者のみ受付。受付後直ちに閲覧可) <根拠:政治資金規正法第20条の2第2項、県規程第166条第5項> ※ 様式は、県選管窓口にあり。	収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書 <根拠:政治資金規正法第20条の2第2項、県規程第166条第5項> <様式:少額領収書等の写しの開示及び収支報告書等の写しの交付に関する事務取扱要綱様式第13号>	①白黒コピー 用紙1枚につき10円 ②CD-R 1枚につき50円に収支報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 ③DVD-R 1枚につき60円に収支報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 <根拠:青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例別表>	青森県収入証紙 (特別の事情がある場合は納入通知書又は現金も可—青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例) ※ 写しの送付は、送付に要する費用相当分の切手の提供を受けて行う。(政治資金規正法施行令第20条)
	4 収支報告書に添付されて提出された領収書等の写し	県選管のインターネット公表日 (R7.12.31までは要旨公表日)から3年	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例>	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例>	・白黒コピー 用紙1枚につき10円	現金又は納入通知書 ※ 写しの送付に要する費用も現金又は納入通知書により徴収
政党助成法関係	5 少額領収書等の写し(国会議員関係政治団体のみ)	県選管のインターネット公表日(R7.12.31までは要旨公表日)から3年 (該当政治団体に提出命令を行った後に県選管に提出される)	少額領収書等の写しに係る開示請求書 <根拠:政治資金規正法第19条の16第1項> <様式:少額領収書等の写しの開示及び収支報告書等の写しの交付に関する事務取扱要綱様式第1号>	少額領収書等の写しに係る開示請求書 <根拠:政治資金規正法第19条の16第1項> <様式:少額領収書等の写しの開示及び収支報告書等の写しの交付に関する事務取扱要綱様式第1号>	①白黒コピー 用紙1枚につき10円 ②CD-R 1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 ③DVD-R 1枚につき60円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 <根拠:青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例別表>	青森県収入証紙 (特別の事情がある場合は納入通知書又は現金も可—青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例) ※ 写しの送付は、送付に要する費用相当分の切手の提供を受けて行う。(政治資金規正法施行令第14条)
	6 用途等報告書(支部報告書)、支部総括文書、監査意見書 ※ 領収書等の写しは県選管では保有していない。	総務大臣のインターネット公表日 (R7.12.31までは要旨公表日)から5年	報告書等口頭閲覧請求受付簿 (来庁者のみ受付。受付後直ちに閲覧可) <根拠:政党助成法第32条第5項、県規程第166条第1項> ※ 様式は、県選管窓口にあり。	公表対象報告文書の写しの交付請求書 <根拠:政党助成法第32条第5項> <様式:公表対象報告文書の写しの交付に関する事務取扱要綱様式第1号>	①白黒コピー 用紙1枚につき10円 ②CD-R 1枚につき50円に用途等報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 ③DVD-R 1枚につき60円に用途等報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 <根拠:青森県政党交付金に係る都道府県提出文書写し交付手数料徴収条例別表>	青森県収入証紙 (特別の事情がある場合は納入通知書又は現金も可—青森県政党交付金に係る都道府県提出文書写し交付手数料徴収条例) ※ 写しの送付は、送付に要する費用相当分の切手の提供を受けて行う。(政党助成法施行令第9条)

※ 上記保存年限を経過した後、該当する文書の閲覧又は写しの交付の請求があった場合において、現に当該文書を保有しているときは、すべて青森県情報公開条例により対応することとなる。(条例第16条)

※ 県規程⇒公職選挙法等の施行等に関する規程